

住宅用火災警報器を 設置しましょう。



古くなると火災を感知しない恐れがあります!

定期的に点検を 行いましょう。

住宅用火災警報器が設置されていても、
正常に作動しなかったケースが増えています。

定期的に作動確認をし、音を聞きましょう!

作動確認の仕方

ボタンを押す、またはひもを引いて
作動確認をします。



正常な場合は

「正常をお知らせするメッセージ」
または「火災警報音」がなります。



音が
ならない
場合は

電池が正しく
セットされているか、
ご確認ください。

それでも
ならない場合は

「機器本体」の故障か
「電池切れ」です。
取扱説明書をご覧ください。

一般社団法人 日本火災報知機工業会によると古くなると電子部分の寿命などで、
火災を感知しなくなることがあるため住宅用火災警報器本体ごと交換することを推奨しています。

住宅用火災警報器には 単独型と連動型があります。

単独型

火災を検知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

連動型

火災を検知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っている全ての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

火災に気づかず、逃げ遅れた犠牲者は多い…
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の7割が高齢者。

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れて亡くなっているんだ!



だから

取替えるなら、
家中にすばやく
お知らせする
「連動型」が安心です。

●平成30年(1~12月)における火災の状況(確定値)
(総務省消防庁より住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数)



※1 約0.5秒~10秒。(周囲の環境によっては20秒程度かかる場合があります) ※2 寝室が2階以上にある場合に設置が必要です。

※3 台所の設置義務については、お住まいの消防署にお問い合わせください。

「住宅用火災警報器」については
お近くの家電取り扱い店等に
ご相談ください。

桑名市消防本部 予防課

〒511-0836

三重県桑名市大字江場7番地

☎ 0594-24-5279

fax 0594-24-5281